

高知県携帯電話基地局強靱化事業費補助金交付要綱 改正概要

【改正概要】

(1) 補助対象事業の選定方法について

この補助金は、総務省が所管する無線システム普及支援事業費等補助金（無線システム普及支援事業（携帯電話基地局強靱化対策事業））を活用し、大規模な自然災害が発生した場合でも、知事が別に定める施設において、電気通信業務用基地局に係る電気通信設備の損壊又は故障により当該電気通信設備を用いる業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的に、電気通信設備等を整備する事業を行う無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者等（以下「無線通信事業者等」という。）に対して、県がその事業に要する経費の一部を補助するものである。

国庫補助金の配算額の範囲内で可能な限り多くの施設の強靱化を実施するため、事前に実施計画書等を提出させ、補助対象施設の優先順位に基づき補助事業者を選定する旨の要件を追加する。

(2) 補助対象事業の追加

令和 8 年 1 月 22 日付け総基移第 4 号により、無線システム普及支援事業費等補助金（無線システム普及支援事業（携帯電話基地局強靱化対策事業））の補助対象経費に「調査設計費」が追加されたことから、補助対象事業にこれを追加する。

(3) 補助額の変更について

無線システム普及支援事業費等補助金（無線システム普及支援事業（携帯電話基地局強靱化対策事業））において、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）で 24 時間の機能維持が義務化されている「県庁舎・市町村役場」への対策については、従来、義務対象の 24 時間分は補助対象外となっていた。しかし、蓄電池の種類を変更する場合（例えば、鉛蓄電池からリチウムイオン電池への変更）においては、義務対象である 24 時間分についても補助対象とする運用に変更されたため、別表第 1 に追記する。

(4) 県内発注に関する項目の追加（交付要綱第 17 条）

令和 7 年 10 月に策定された「公共調達による地消地産推進戦略」の趣旨等を踏まえ、県内発注に関する項目を追加する。

(5) 別記第 1 号様式添付資料の変更

基地局強靱化対策によるサービスエリアの変化(広がる/狭まる)は原則無いため、見取図の提出は不要とし、強靱化する携帯基地局のサービスエリア図のみ提出とする。

また、交付要綱第 10 条第 7 号に基づき、県税の滞納がないことを証する証明書の提出を求めていたが、県税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」おける第 4 号様式「県税完納情報の提供に係る同意書」及び本人確認書類を写しの提出により、省略可能とする。

(6) その他文言修正

その他、文言や条ずれの修正